



カードで学ぼう！－思いもよらない身近なトラブル－

誰でも事故や病気、認知症や障害など予期せぬ出来事に遭い、自分が望む判断ができなくなる可能性があります。

市と社会福祉協議会は、自分(わたし)の希望(きぼう)や信念(しんねん)に従い、自分らしい生活を送れるよう、今からできることを考え、学ぶことのできるカー

ドゲーム「わたぼうしゲーム」を作りました。

いつ、誰にでも起こりうる身近な出来事として、ゲームを通じて対処方法や利用できる制度などを考えてみませんか。

日 2月27日(金)

時 午前10時～11時30分

場 いきいき長寿センター・学習室

講師 社会福祉士、社会福祉協議会職員

定 先着15人

対 65歳以上の市民

料 無料 持 筆記用具

申 2月9日(月)午前9時～(※申し込みは本人か家族に限る)

問 困高年齢者支援課地域包括支援センター(☎内線1193)



誰でも気軽に集まれる場所 「あんなかオレンジカフェ」(認知症カフェ)に参加しませんか

オレンジカフェは、認知症の人やその家族、地域の人、介護や福祉などの専門職と一緒に「認知症」を知り・学び・考える場です。

今回は、南京玉すだれの鑑賞と座談会です。玉すだれで盛り上がった後は、お茶やお菓子を食

ながら参加者と共に「認知症」を学び、語り合しましょう。

お気軽にご参加ください。

日 2月17日(火)

時 午後2時～3時30分

場 安中市保健センター

対 市内在住・在勤者で認知症当事者やその家族または認知症や認知

症カフェに関心がある人

料 無料

定 15人(要予約)

持 筆記用具

申・問 困高年齢者支援課地域包括支援センター(☎内線2156)



介護保険料の納め忘れはありませんか

問 困高年齢者支援課介護保険係(☎内線1186)

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。また、介護が必要になった際、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。65歳以上の人(第1号被保険者)と40～64歳までの人(第2号被保険者)が納める介護保険料と、

公費(税金)を財源に運営しています。皆さんが負担している保険料は、介護保険を円滑に運営するための大切な財源となります。ご理解とご協力をお願いします。

■介護保険料を滞納すると？

保険料負担の公平性を確保する

ため、督促・催告などを行ってもなお、保険料の滞納が続く場合は、所有財産(給与報酬・預貯金など)の差押えを行うことがあります。また、保険料の滞納がある場合は、介護サービスを利用した際に滞納期間に応じて保険給付が制限されることがあります。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収されることがあります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担となります。申請によりあとから保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付の一部または全額が一時的に差し止められ、そこから滞納保険料分を差し引くことがあります。

2年以上滞納すると

利用者負担の割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

※2年以上滞納すると、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなります